

－全体会議－

検討項目①自治基本条例に期待すること、こんな条例にしたい(したくない)こと、盛り込みたい内容(総まとめ)

検討項目①についての各グループの意見を事務局が整理し、一覧にしたもの

整理後のカテゴリ	主な意見の整理	各グループの個別意見	各グループがつけたタイトル	グループ		
条例のあり方	・誰もが理解できる条例 ・分かりやすい文章	誰が読んでもわかるような(子どもでも)文章(言葉づかい)にしたい		A		
		市民のみんなが覚えやすい・簡単なもの	誰でもわかる条例	B		
		市民誰もが理解できる条文にする	誰でもわかる条例	B		
		わかりやすく理解できる条例(形式的で堅苦しくないもの)	誰でもわかる条例	B		
		大多数の市民に理解される条例にしたい	まとめ	C		
		行政用語は使わない	不調和	C		
		分かりやすい内容・表現としたい	分かりやすい条文	D		
		市民にとってわかりやすいものにしたい	分かりやすい条文	D		
		理解しやすい内容と文章	分かりやすい条文	D		
		分かりやすい条文に	分かりやすい条文	D		
	・実効性があり市民の役に立つ ・新たな行動のきっかけとなる	分かりやすく、市民に浸透し、新たな行動のきっかけとなるもの			A	
		自治体では対応できないもの	条例をこのようなものとしたくない!	A		
		単なる権利や義務の羅列	条例をこのようなものとしたくない!	A		
		ただきれいな言葉だけ並べた条例はいらないと思います		B		
		形だけではなく本当に市民の人たちの役に立つような条例になってほしい	まとめ	C		
	・独自性のある条例	白河市の独自性・特異性		大きな概念	A	
		どこの自治体名を入れても通用するような条例		条例をこのようなものとしたくない!	A	
		大和市には厚木基地移転とあるが、なじむのか		条例をこのようなものとしたくない!	A	
		白河市の特色を打ち出す 歴史など		白河のまちづくりの方向(白河の文化・歴史)	B	
		白河市特有の問題について盛り込むとよいと思う			C	
他地域の模倣で終わってしまっているような条例にはしたくない			不調和	C		
白河らしさを盛り込みたい(歴史、文化、風土等の個性を出す)			白河市独自の理念	D		
・郷土白河を誇れる ・愛着が持てる	市民が市の基本条例に対して愛着や誇りを持てるような内容にしたい		大きな概念	A		
	子どもからお年寄りまですべての市民が尊重できる条例		情報公開と市民参加	B		
	市民一人一人が郷土白河を誇れる条例をつくりたい		市民の考え方	C		
	白河市に生まれ育って良かったと市民一人一人が思える条例をつくりたい		市民の考え方	C		
・最高法規性	最高規範性は認められるのか			A		
	最高法規である 上位法であることを明記することで一般条例と差別化		情報公開	C		
・その他、条例のあり方に関する意見	行政が身近に感じられる条例		大きな概念	A		
	新たな可能性や楽しみを見いだせるもの			A		
	各地域に対応できる柔軟な条例		白河のまちづくりの方向(地域全体の活性化)	B		
	理念条例的なもの		誰でもわかる条例	B		
	しらかわ運動		誰でもわかる条例	B		
	バランスのとれた条例		まとめ	C		
	規制する内容はふさわしくないと思う		不調和	C		
	白河市独特の祭り(祭りは行われていますが)の雰囲気を出せる条例を		白河市独自の理念	D		
定義	・市民の定義	市民の定義を明確に		A		
基本的人権の尊重	・基本的人権の尊重	基本的人権の尊重		D		
まちづくりの理念・方向性	・条例制定の目的	理念だけを盛り込むとぼやかったものになってしまうので、目標と手段をできるだけ具体的に示したい		その他の理念	D	
	・目指すまちの姿	白河市のまちづくりの方向性を明確に 合併後の白河市が一体となれるように		理念	A	
		地域の特徴を活かした活力のあるまちづくりを推進する条例としたい		理念	A	
		目指すべき市の姿 例)自然と共栄、世代間、物質的豊かさと精神的豊かさ等の調和のとれたまち→市として様々な企画のもととなるもの		調和	C	
		市民も行政も元気がでるようなことを盛り込みたい		市民の考え方	C	
		誇りに思える地域社会を築くと共に世界平和への寄与		白河市独自の理念	D	
		白河市らしさを出したもの まず白河をどんな街と定義し、目指すかを考える(方向性・目標・基本理念)		白河市独自の理念	D	
		白河市がどのような個性をもっていてどのような問題に直面しているか? できればPIなどで市民もまきこんだ共通認識を持ちたい 特にマイナス面の認識が必要		その他の理念	D	
		・市民主体	市民主導型 市民を主体としてみんなでまちづくり		市民主体	B
			自由かつ自主的な活動を後押しできるような条例		市民主体	B
			市民の暮らしに基づいた市民の満足ゆくものを目指す→あくまでも市民主体という考え		市民主体	B
	・危機管理	地域住民の信頼に応える自治体づくり		市民主体	B	
		危機管理 災害への対応などの体系化		理念	A	
		災害(有事)の際の役割		災害時の役割	B	
三鷹市の自治基本条例は、「危機管理」について第28条で定められているが、こういったことについて盛り込みたい			防災、安全・安心	D		
安全・安心について、今までの常識を考え直してみる			防災、安全・安心	D		
・歴史・文化	歴史的背景を盛り込んだ条例としたい		理念	A		
	白河市・自治体ごとの文化を次世代に継承し維持する		白河のまちづくりの方向(白河の文化・歴史)	B		
	白河の文化歴史を守り維持し、次世代に継承していくこと		歴史	C		
	歴史をアピールするPRを強化する 白河のランドマーク的観光スポット		歴史	C		
	歴史のまちしらかわにふさわしい資源を保存する意識		歴史	C		
	白河の自然と文化、歴史を大切に		白河市独自の理念	D		
	白河市の歴史や文化の特色を反映させた条例をつくること		白河市独自の理念	D		

	・自然との共生	自然を守り共存していくこと	自然	C
	・環境の保全	自然エネルギー、省エネ等市民が意識しながら生活できる条例にした	自然	C
	・地域コミュニティの支援・強化	コミュニティの形成を促すような条例 ・小さなコミュニティがいくつもできて、住民が参加しやすい環境をつくる ・まちづくりの方向性に向かって連携して様々な活動をしていく環境	理念	A
	・みんなにやさしいまちづくり	活性化を考えたまちづくり 子ども・お年寄りにやさしい街(道・標識)	理念	A
	・福祉	人情味が溢れる温かみあるまちづくり	白河のまちづくりの方向(暖かみのあるまちづくり)	B
	・少子化対策	子どもからお年寄りまで安全で安心して暮らせるまちづくり	白河のまちづくりの方向(子どもからお年寄りまで)	B
		本当の意味で子ども達のための条例にしたい 延長保育や預かり保育は親への支援で子どもへの支援ではないと思うため	教育・福祉	C
		老人福祉に力を入れる 例)住民税を減らす、病院や老人介護施設への交通を助ける、人間ドック付き旅行ツアー、老人向けイベントの開催＝定年後の県外移住者を増	教育・福祉	C
		少子化対策	政策	D
		安心して子育てができる	政策	D
		安心して老後が暮らせる	政策	D
		白河は後期高齢者が非常に多い 介護施設をまとめてつくと良いのでは	政策	D
	・教育	経済的支援が必要な学生支援に対する制度(例:奨学金制度の充実化)	白河のまちづくりの方向(子どもからお年寄りまで)	B
		教育対策	政策	D
	・子どもの権利	子どもをまちづくりに参加させる条例	理念	A
		子どもに関する規定をある程度盛り込みたい	白河のまちづくりの方向(子どもからお年寄りまで)	B
		大和市の自治基本条例には、第11条において、「市は子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する」と定めているが、こういった子どもに関する条項を盛り込みたい	権利と義務	D
	・産業	市内の商店街の活性化(再生)	白河のまちづくりの方向(地域全体の活性化)	B
		東北の玄関口、首都圏への通勤圏内という二つの顔(位置的に良い)を活かした条例	経済	C
役割分担	・役割分担	自助・共助(地域)・公助(行政)という考え方が必要		D
各主体の権利・責務	・市民の権利・責務	首長、議員は市民に対し、スケジュールを公表すると共に、マニフェストの達成の成果を市民に報告しなければならない		A
	・行政の義務・責務	法人(企業、NPO等)は、市のまちづくりを視野に入れた運営を行うよう積極的に努力し、市民に対してその情報を公開しなければならない		A
	・議会・議員の責務	市民の自由を尊重し、行政は必要以上を超えてはならず、個人に対する義務は不要とすること		A
		地方行政を完全に権力を最低限に留める条例→行政指導の禁止		A
		首長・職員が政策法務に積極的に取り組む条例	監視するもの	A
		市民、首長、行政等の義務・責務	市民・行政の義務と責務	B
		地域における市民の権利・責務等	市民・行政の義務と責務	B
		市民の権利	市民・行政の義務と責務	B
		住民について(立ち位置・権利など)	市民・行政の義務と責務	B
		権利を全面に出す条例はどうかと思う		B
		議会、行政、市民各々の権利義務などについての細々とした内容	不調和	C
		市民は自らの発言・行動に責任をもつとともに、お互いの意見・行動を尊重する	権利と義務	D
		権利とともに義務を明確にする	権利と義務	D
	情報共有 市民参画	・情報共有	市民、市職員、首長、議員、法人は、市のまちづくりに関する施策内容、知識を共有し、また協力して知識を高めあうよう努力しなければならない	
		迅速、徹底した情報公開	情報公開	C
		情報公開に関する規定	情報公開と市民参加	B
		情報公開について	情報公開と市民参加	B
		情報の共有化・市民参加しやすい条例	情報公開と市民参加	B
		情報公開についての内容を盛り込んだ方がいいと思う	情報公開	C
		情報公開・共有 開かれた”自治体”	情報公開と市民参加	D
		三鷹市の自治基本条例には、「分かりやすく市民に伝える、公表する」といった事が書かれているが、こういったことを盛り込みたい	分かりやすい条文	D
		市民との情報共有と市民参加	情報公開と市民参加	D
		情報を共有	情報公開と市民参加	D
・市民参加(画)		市民の生活しやすい環境を第一とし、誰もが関心を持ち理解し関われる条例	理念	A
		市民の自由を尊重し強制はせず市民の意見が反映する	情報公開と市民参加	B
		行政中心の条例ではなく、住民も参加できるような条例に	情報公開と市民参加	B
		市民参加について	情報公開と市民参加	B
		市民参画・市民投票等の枠組	情報公開と市民参加	B
		行政に市民の意見を反映させやすくするような条例であればよいと思う	市民の考え方	C
		選挙の投票に行こう	市民の考え方	C
		市民参加の権利、住民投票制度、パブリックコメント、参加機会の保障(参加の推進)など、市民がより積極的に参画できるような条文を明記	情報公開と市民参加	D
	市民一人一人が行政と一緒に政に関わるという自覚を持つきっかけになるような条例に(人財という財産を生かす手立てを見つけ	情報公開と市民参加	D	
	国の下請けだったが、自治基本条例を作って、白河独自に進んでいけるように開かれた市民参加を要望します	情報公開と市民参加	D	
	白河駅や人の集まる所に意見箱を置き、その意見に基づいた会議を行うことを条例化する	情報公開と市民参加	D	

白河市自治基本条例を考える市民会議
第4回 平成23年8月22日

		市民が行政に対して意見を反映できる場を設ける(審議会、地域懇談会、メール、投書、パブリックコメントなど)	情報公開と市民参加	D
市民協働	・市民協働	市民と行政 有償ボランティアなど、人材育成を考える		A
		市民と行政が助け合い、お互いに支援協力、信頼関係をさらに深める 条例にしたい		C
		(特に福祉に関して) 市民との協働 市民に負担を強いる可能性 例)主婦など	不調和	C
		市民自治による協働のまちづくりを推進	白河市独自の基本理念	D
交流	・交流	まちづくりに関わる人(市民、職員、首長など)が交流をもてる	理念	A
行財政運営	・行政運営	計画・実行・評価・改善(PDCAサイクル)を行政・議会・住民が一体とな って行える条例		A
		法令解釈権は認められるのか	監視するもの	A
		総合計画(位置づけなど含む)	行政運営	B
		政策評価	行政運営	B
	・健全な財政運営	財政民主主義に則った監査組織の確立		A
		財政について借金できる上限を条例で規定したい	財政	D
		監査(健全な財政かどうかの目安)	財政	D
議会改革	・議会改革	議会基本条例について		B
		議員・議会改革につながるような条文をとり入れたい	議員・議会	D
条例の検証・見直し	・条例の検証・見直し ・実効性の確保	風通しのよい条例	監視するもの	A
		条例施行後の検証・推進をする機関の設置を		A
		条例を見直す仕組みをもたせる(より良いものにしていけるように)	評価	D
その他	・その他	地方公務員を市民が自由に罷免できる事		A